

2023 年 3 月 31 日

「貯金規定」の一部改正について
(事前のご案内)

- ◇ 2023 年 4 月 1 日 (土) に、貯金規定のうち「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」および「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」を一部改正いたします。
改正内容の詳細につきましては、以下の改正箇所にかかる新旧対照表をご参照ください。

[新旧対照表はこちら](#)

以 上